

# 一般社団法人九州病虫害防除推進協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州病虫害防除推進協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、九州地区に於ける農作物病虫害防除のための防除合理化技術の確立及び環境保全型農業技術の推進に関する会員相互の協議並びに連絡を図り、以て農業生産性の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 病虫害防除技術の確立並びに改善のための連絡試験
- (2) 連絡試験成績書、連絡試験成果集等の作成
- (3) 病虫害防除に関する情報の収集と発信
- (4) 創立記念講話会の開催
- (5) 会員相互の技術向上のための研修会の開催
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 通常会員 農林水産省九州農政局、九州における植物防疫に関係する農業試験場等の試験研究機関及び大学等研究機関並びにその他の関係行政機関の関連構成員個人
- (3) 賛助会員 九州地域における植物防疫に関係する団体及び会社で、当法人の趣旨に賛同し、別に定める入会規定に従い、入会して、会費を納入した団体及び会社

- (4) 名誉会員 当法人の目的達成に特に功勞のあつた者又は学識経験者等で、理事により推薦され、社員総会で承認を得た個人及び団体

(入 会)

第6条 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

- 2 通常会員は、その職に籍を置いた時点で会員となる。
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により入会申込をし、会長の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対し予告するものとする。

- 2 通常会員はその職を離籍したときに退会するものとし、賛助会員は当法人所定の様式による退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があつたとき
- (6) 会費等の納入が継続して半年以上されなかつたとき

(除 名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

- 2 当法人の社員以外の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。この場合、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、寄付金その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議事項)

第15条 社員総会は、一般法人法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が過半数をもって決定し、会長が招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位で他の理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によつて同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員

(員数)

第24条 当法人に理事10名以内を置く。

(選任等)

第25条 理事は、社員総会の決議によつて社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

## 第5章 基金

### (基金の拠出)

第31条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の募集)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

### (基金の返還の手続)

第34条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### (運営経費)

第35条 当法人の運営に要する経費は、社員総会で別に定める賛助会費、試験及び実証費（以下「会費等」という。）、寄付金その他による。

### (事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事及び役付理事）

第27条 当法人に理事を2名以上置く場合には、そのうち1名を代表理事とし、社員総会において選定するものとする。

- 2 社員総会の決議によって、必要に応じて常務理事1名及び賛助理事若干名を選定することができる。
- 3 代表理事を会長とし、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

（報酬等）

第28条 理事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

- 2 理事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（名誉会長及び顧問）

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、社員総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（名誉会長及び顧問の職務）

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第41条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事は、その過半数の決定により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び通常会員並びに賛助会員の中から理事の過半数の決定により選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事の過半数による決定により別に定める。

(備え置き帳簿及び書類)

第43条 当法人は、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 附 則

(特別の利益の禁止)

第44条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第46条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	高	浪	洋	一
設立時理事	吉	村	大	三 郎
設立時代表理事	高	浪	洋	一

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

福岡県筑紫野市桜台一丁目14番1号
高 浪 洋 一
福岡県太宰府市高雄六丁目4番28号
吉 村 大 三 郎

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。



以上、一般社団法人九州病虫害防除推進協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年3月25日

設立時社員 高 浪 洋 一

設立時社員 吉 村 大 三 郎

